

## 7 交野市立小学校トイレ清掃業務委託 仕様書

### 1. 目的

本仕様書は、これまで生徒が実施していたトイレ清掃を「新型コロナウイルス感染予防」のため、専門業者に委託することが目的である。

なお、本仕様書に定めのない①再委託の禁止②用語の定義に関する規定③提出書類等は、「委託役務業務共通仕様書（以下、共通仕様書という。）」（大阪府都市整備部監修）の規定によるものとするが、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

### 2. 委託名称

交野市立小・中学校トイレ清掃業務委託

### 3. 委託期間

令和3年6月1日～令和3年7月20日（土日祝を除く36日間）

令和3年8月25日～令和3年12月24日（土日祝を除く84日間）

令和4年1月11日～令和4年3月24日（土日祝を除く50日間）

### 4. 委託場所

交野小学校（交野市私部1丁目54-1）他13箇所（別紙参照）

### 5. 業務内容

#### （1）日常清掃業務

平日（月曜日から金曜日）において日々行う下記の清掃とする。

#### ●床の日常清掃（弾性床、硬質床） トイレ清掃面積は別表の通り

区分	項目	作業内容
トイレ（手洗い場含む）	弾性床・硬質床	除塵及び全面水拭き（水洗い）

除 塵：箒、フロアダスター、掃除機による除塵

水拭き（水洗い）：汚れが目立つ部分や全面を適正な洗剤を用いて水拭き（水洗い）。

●床以外の日常清掃 トイレ清掃面積は別表の通り

区分	作業内容
トイレ（手洗い場含む）	ごみ収集、扉（ドアノブ含む）・便所面台へだて部分拭き、洗面台及び水栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集

6. 業務時間

午前8時00分～午後5時00分

※但し、原則、休憩時間に作業を行わないこと。

7. 費用負担

発注者負担・・・トイレットペーパー、ゴミ袋

発注者負担・・・業務の実施にあたり必要な発注者が負担する以外の消耗品、報告書作成にかかる一切の費用

8. 作業工程表の提出

契約後速やかに作業種別・日時等を記載した作業工程表を提出し、発注者の承認を得ること。

9. 緊急事態発生時の処置

天災地変、その他緊急事態が発生したときは、担当者に急報するとともに緊急事態の掌握にあたること。

10. 機密保持

本業務委託に関わり知り得た情報は、他に一切漏洩してはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

11. 勤務規律

受注者及び受注者の従業員は、次に定める勤務規律を守るとともに、業務の履行にあたっては善良なる管理者の責務をもってあたるものとする。

- (1) 受注者は、清掃作業員を選任したときは、発注者に届け出るものとする。なお、変更があった場合も同様とする。
- (2) 受注者は、常に従業員に対して業務の履行に必要な教育及び指導を行うこと。
- (3) 受注者及び受注者の従業員は、業務の履行の場合において、教育的配慮をもって言動その他に十分注意を払うこと。

- (4) 受注者は、本業務について従業員の所定の制服を着用させ清潔に努めるものとし、利用者に不快の念を与えないこと。

## 12. その他

- (1) 作業は、敏速かつ丁寧に実施すること。
- (2) 作業中の過失により発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従って賠償を行わなければならない。
- (3) 毎日作業報告書を作成して、指定した日に提出すること。
- (4) 清掃に供する電気と水道は無償提供するので節約に努めること。
- (5) 各小学校の作業に入るときは、電子錠・錠前などを勝手に開錠せず、インターホン等で職員室と連絡を取り許可を受けてから入校すること。
- (6) 受託者は、新型コロナウイルス感染症等の蔓延により、国によって新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が発出した場合、国または地方公共団体からの要請がある場合など感染拡大防止措置を求められた際には、業務従事者の健康管理維持に留意すると共に感染拡大防止策を講じること。